

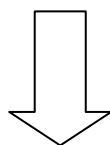
預かり保育について

平成 26 年度は現在、子育て支援型預かり保育（幼稚園が指定する日で 16 時まで。実質無料。）とわかば幼稚園での就労支援型預かり保育（18 時まで。1 回 200 円）を実施している。

新制度においては、その区別を無くし、回数を制限し、時間に応じて料金を徴収するという形をとる方向で検討している。

《内容》

- ・月 8 回までいつでも開所時間内で利用可能。
- ・料金は 16 時半まで 300 円。16 時半以降も利用する場合はプラス 200 円の料金設定にしていく予定。



- ・これまで子育て支援型預かり保育は、幼稚園が指定する日にしか利用できなかったが、新制度より利用したい日に 18 時半（19 時）まで利用できることになり利便性が上がる。
- ・保育短時間認定を受ける方との料金との均衡を図るために、利用料を徴収する。
- ・保育短時間認定を受けている方についても、都合に合わせて閉園時間まで時間延長することができる
- ・月 8 回を超えて利用したい場合は、保育が必要な方になるため 2 号認定を受けて頂く。

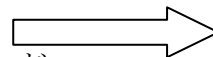
給食費について

もともと、保育所の保育料の中には副食費は含まれていると考えられている。
平成 27 年度より主食費は町が負担する。

【主食費・副食費の考え方】

主食費・・・ごはん、パンなど

副食費・・・おかず、デザート、牛乳など



【1号認定の副食費の考え方】

吉野幼稚園給食費 3,700 円・わかば幼稚園給食費 3,900 円 (H26 年度)

吉野幼稚園とわかば幼稚園の給食費の平均は 3,800 円。保育所の主食費は 1,300 円なので 1 号認定の利用者の副食費は

(年間) $3,800 \text{ 円} - 1,300 \text{ 円} \times 11 \text{ ヶ月} = 27,500 \text{ 円}$

となり、1 カ月あたりで計算すると

$27,500 \text{ 円} \div 12 \text{ ヶ月} = 2,300 \text{ 円}$ となる

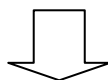
主食費については、1号認定、2号認定の方すべて町が負担する。

1号認定について

平成26年度幼稚園保育料額を基準とする。幼稚園保育料5,000円(所得割非課税世帯については3,300円)に副食費2,300円を加算した額で検討する。主食費分を減額し町が負担する。
給食費は別途徴収しない。

【入園料】

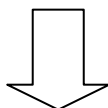
これまで入園時に入園料3,000円を徴収していたが、新制度より徴収しない。



・基本の時間内での利用者については、保育料は従来よりも安くなる。

2号認定・3号認定について

- ・平成27年度の2号認定と3号認定の基準額は、平成26年度の保育所保育料を基本に考えて設定した保育短時間認定(8時半から16時半までの利用者)の保育料を基準に考える。
- ・保育の基準時間を8時半から16時半までとする。
- ・基準時間を超えて、時間外保育が必要な方については保育標準時間認定をうけてもらい相応分の料金をもらうこととする。
- ・保育標準時間認定を受ける利用者については、保育短時間認定を受ける方の料金の10%増の額とし、10%を超える分については町が負担することとする。
- ・保育時間をこれまでの18時までから、18時半もしくは19時までに延長すること検討する。



- ・保育短時間利用者については料金が安くなる。
- ・保育標準時間利用者については、利用できる時間が増える。(職業選択の幅が広がる、利便性が上がる)
- ・標準と短時間に料金の差を設けることで公平な料金設定が可能になる。